

名古屋港管理組合公報

令和2年1月24日
(金曜日)
号外第5号

目次

○港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定 1

告 示

名古屋港管理組合告示第1号

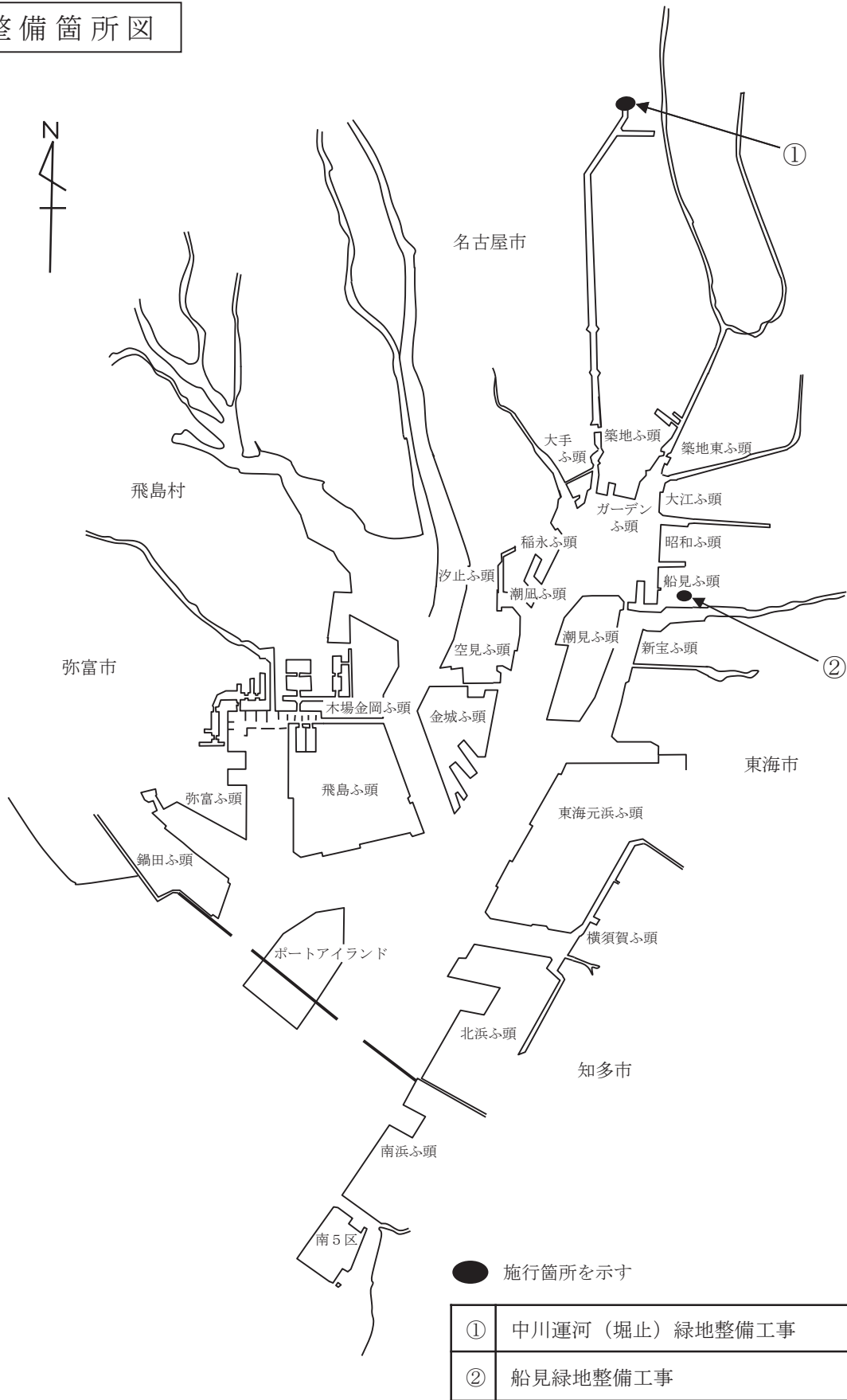
名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例（昭和55年名古屋港管理組合条例第5号。以下「負担金条例」という。）第2条第2項の規定に基づき、次に定める工事を港湾環境整備負担金の負担対象工事に指定する。

令和2年1月24日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

負担対象工事の種類 及び名称	負担対象工事に 係る負担区域	工事に要した費用	負担割合	工事に要した 費用に負担割 合を乗じた額	負担対象工事 の完了した日	負担区域内の 工場等敷地面積 (1は予定を含む) の合計面積	備 考
1 負担金条例第2条第1 項第1号に定める工事 (港湾環境整備施設(施 設の敷地を含む。)の建設 又は改良の工事) ①中川運河(堀止)緑地 整備工事 ②船見緑地整備工事 計	臨港地区	円 21,195,048 51,161,035 72,356,083	1/16 1/4	円 1,324,690 12,790,258 14,114,948	平成31.3.31 平成31.3.31	千㎡ 37,329	} 緑地整備箇所 図のとおり
2 負担金条例第2条第1 項第2号に定める工事 (港湾環境整備施設の維 持の工事)	臨港地区	218,512,324	1/2	109,256,162	平成31.3.31	34,769	
3 負担金条例第2条第1 項第4号に定める工事 (港湾における漂流物の 除去等の工事)	臨港地区及び 港湾区域	34,352,621	1/2	17,176,310	平成31.3.31	37,404	
合 計		325,221,028		140,547,420			

緑地整備箇所図



●	施行箇所を示す
①	中川運河（堀止）緑地整備工事
②	船見緑地整備工事

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合